ASEAN人造りプロジェクト インドネシア・プロジェクト 予備調査報告書

(職業訓練の部)

昭和56年10月1日

国際協力事業団社会開発協力部





(元) 84 . 8) 287 101
登録No.] (1417.8 SDC

[調査団派遣の背景	1
Ⅱ 調査団の目的、構成及び日程	2
Ⅲ 調査結果の概要	8
1. 教育訓練制度	8
(1) 教育文化省	8
(2) 労働移住省	8
(3) 国家行政学校	8
2	8
(1) 職業訓練施設	8
(2) 職業訓練体系	
(3) 訓練生数	2
(4) 訓練職種	
(5) 指導鼓制度	1 4
(6) その他	1 5
3. 職業訓練施設拡充計画	1 5
(1) 工業職業訓練センター	1 5
(2) 小規模工業・農業職業訓練センター	17
(3) 移動職業訓練施設(MTU)	
(4) その他のセンター	18
4. インドネシブ側プロジェクト構想	18
(1) 組織,人員配備	
(2) 施設, 設備	18
(3) 本センターにおける事業の概要	19
イ. 訓練事業	19
(イ) 公共職業訓練施設における指導員の訓練	
(ロ) 公共職業訓練施設における指導員の再訓練及び向上訓練	20
(+) 公共職業訓練施設における佼長研修	2 1
(=) 事業内職業訓練指導員等の要成訓練	2 1
u. 研究開発事業	
(4) 訓練カリキュラム及び訓練プログラムの研究開発	
(中) 職業訓練教材の開発	2 2
(・) 技能評価システムの開発	2 2
5. 現行施設等の概要(現地調査)	



(2)	ジャカルタ工薬職業訓練センター(Condet) …				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2 4
(3)	ジャカルタ工業職業訓練センター(Pasar Rebo)	***********	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	*******		25
4)	プロジェクト予定地		***********			2 6

※十二調査団派遣の背景。

鈴木総理がASEAN諸国訪問の際提唱されたASEAN人造りプロジェクト構想について、昭和56年3月31日 及び4月1日東京において第1回準備会議が開催され、その具体化をはかることとされた。わが国は構想の基本的枠組 についてその会議で説明し、ASEAN側からは本件プロジェクトの対象(分野)について説明があった。

昭和56年5月18日にマニラで開催されたASEAN常任委においては各国の関心分野に関し、引き続きわが国との間で二国間協議が進められるべきこと、各国におけるプロジェクト実施については、準備が完了次第取り進めること等が申し合わされた。

その後プロジェクトの概要を固めるべく、昭和56年6月中旬外務省経済協力局技術協力第二課長を団長とするコンタクト・ミッションがインドネンアを訪問した。その結果インドネンア側の構想が固まった。(Praject Proposal は別添のとおり。)

しかしながらとのDocument については不明確な点が多く、Document 等に関して事実を明確にする必要が高まってきた。このため予備調査団が派遣されることになったものである。

|| 調査団の目的及び構成

1. 目 的

調査団はインドネシアに係るASEAN人造り構想の具体化を円滑に進めるためインドネシア政府から提出のあった Project Document について事実を明確にするとともにインドネシア政府との協議を通じて、より良いインドネシアプロジェクト構想つくりに寄与することを目的とする。

2. 構 成

調査団団員構成

团	長	क्त	栋	康	古	外務省経済協力局技術協力第二課首席事務官
		\vec{H}_{j}	橋		[Ē	労働省職業訓練局指導課課長補佐
		長	ZT.	盤	啓 .	労働省職業訓練局海外技術協力室係長
		倉	\$	剛	ÚĹ	通商產業省通商政策局技術協力課課長補佐
		ĬŽ.	M	英	森	通商產業省中小企業庁指導部取引流通課国際室振興係長
		水	Ľ,	剛	規	中小企業事業団総務部調査役
		佐	¥f	Ļ	則	国際協力事業団鉱工業開発協力部鉱工業開発技術課
		和	H3	欽	大郎	国際協力事業団社会開発協力部海外センター課課長代理

人造りセンタープロジェクト(インドネシア)予備調査団日程 昭和56年8月18日~昭和56年8月22日

	月 日	訪問先及び出席者
1	8月18日(火)	
	① 09:00	o 日本大使館及びJICA。 Jakarta 事務所との打合わせ
	.	1. 沢木大使
	10:30	2. 小品一等典記官
		3. 塚本 "
		4. 谷口 "
		5. 杉原二等讲記官
		6. 宮本JICA, Jakarta 事務所長
		7. 猪俣JICA, Jakarta 事務所員
		8. 波田 "
		9. 杉原
	2 11:00	o ASEAN事務局における全体会議
	1	

14:00 Mr. ATMONO SURYO Director General, ASEAN Indonesia 2. Mr. DANANG D. JOEDONAGORO Director General, Ministry of Manpower & Transmigration 3. Mr. R. SUPANGAT ASEAN Indonesia 4. Mr. HAMZAH YUNUZIR Ministry of Industry 5. Mr. HARIRI HADY National Planning, Development Board (BAPENAS) 6. Mr. KUMHAL DJAMIL State Secretariat 7. Mr. G. DJOKO PITOJO Ministry of Manpower & Transmigration 8. Mr. H. ABURISMAN Ministry of Manpower & Transmigration 9. Mrs. SUPIAH HARIO SABRANG State Secretariat (SEKNEG) 10. Mr. JUDO SWASONO Ministry of Manpower & Transmigration. 11. Mr. S. SJARIF Ministry of Industry 12. Mr. BOETJE MANUPUTTY Ministry of Manpower & Transmigration 13. Mr. KUSMARTONO Ministry of Manpower & Transmigration

団員。日本大使館員及びJICA。Jakarta 事務所員出席

日本大使館主催 Dinner Party

21:00

2	8月19日(水)			
ſ	① 09:30	° Ministry of Labour and T	ransmigration との個	別会議
	16:00		a growing cook	
	10.00	Name	Title	Name of Firm/Organization
		1. Danang D. Jgedonagoro	Director General	Directorate General of Manpower Development & Utilization
		2. S. Endro	Director 1.44 144	Directorate of High Skill & Vocational Training Development
		3. M.G.I. Mangunsong	Head	Institute of Manpower Development
		4. H. Aburisman	Head	Sub Directorate of Training Systems Development
	3	5. N. Arifin	Head	Sub Directorate of Training Facilities
		6. Sidarto	Head	Sub Directorate of Instructors Training
•		7. A. Affandi Ismail	Head	Sub Directorate of Training Material Development
		8. Suwitorusno Wiluyo	Head	Sub Directorate of Training Evalua- tion & Acreaditation
;		9. Yudo Swasono	Staff Member	Directorate General of Manpower Development & Utilization
		10. Ali Sakti Harahap	Staff Member	Institute of Manpower Development
		11. Subandi	Staff Member	Institute of Manpower Development
		12. Siti Syamsiah	Staff Member	Institute of Manpower Development
-		13. Nyoman T. Suartha	Staff Member	Research and Development Board
		14. Suhardig	Staff Member	Institute of Manpower Development
		15. Harsono	Staff Member	Institute of Manpower Development
		16. G. Suyadi	Principle	Industrial/Vocational Training Centre-Jakarta

	e stalie east stalings. The staling of the staling	Name	Title	Name of Firm/Organization
	George Herschaus George	17. Eddy Suwarto	Principle	Advance Welding Centre-Jakarta
	ig a stake kuji Ngjarjan ku	18. G. Dioko Utoyo	Head	International Cooperation Division
		19. S. Hamid	Staff Member	Cabinet Secretariate
3	8月20日(木)	The second secon		Sec. 1
	① 09:00	• Ministry of Industry &	:の個別会議	
,	7	(午後,一部団員 Jakarti	a 近郊の Cluster 視頻	()
	14:40			
		Name	Title	Name of Firm/Organization
		1. Gito Sewoyo	Director General	Directorate General of Small Industries
		2. D. Suryana	Director for Production	Directorate General of Small Industries (also Director for BIPIK Project)
		3. Hamza Yunusir	Director for Enterpreneurship	Directorate General of Small Industries (also Director for BIPIK Project)
		4. Toebin	Director for Development of Equipment/ Materials	Directorate General of Small Industries (also Director for BIPIK Project)
		5. F. Sarvano	Director for Evaluation & Standardisa- tion	Directorate General of Small Industries (also Director for BIPIK Project)
		6. Karim Sudibyo		Deputy Director for BIPIK Project
		7. S. Sjarief	Division Head	Division Head of The International Cooperation Project — BIPIK Project
		8. Machdi Ichsani	Division Head	Division Head of Education and Training — BIPI Project

			Name	Title	Name of Firm/Organization
	:		9. K. Nishi	Colombo Plan Expert	Directorate General of Small Indu
			10. T. Ishii	Colombo Plan Expert	Directorate General of Small Industry
			11. H. Tanaka	Colombo Plan Expert	Directorate General of Small Industry
	(2)	9:00	o ILO Office in Jakarta		
	l	/ o:ou	1. MR. S. NARAYAN 2. MR. W. JONES 3. MR. G. HURLEG	DEPU	TY DIRECTOR DNAL ADVISER ON VOCATIONA
	(3) I	0:30	o Ministry of Labour and T		
	1	2:30	1. MR. MANGUNSON 2. MR. A. S. HARAH	a de la companya de	
			1	也	
		•			

4	8月21日(金)		. 12	
.	① 07:30	0 現地調査		
	1	Senior Secondary Technic	al High School	:
	j t 4 : .00	Welding Center		
		Vocational Training Cent	er	
		人造りセンター候補地		
		Jakarta Industrial Estate	Pulogadung	
		Toyota-Mobilindo		
	② 14:30 ,	o ASEAN 事務局にかける全	体会議	
!	16:00	Name	Title	Name of Firm/Organization
. !		1. Atmono Suryo	Director General	ASEAN Indonesia
		2. Danang D. Joedonagoro	Director General	Ministry of Manpower and Tran
		3. Maharani		Ministry of Industry
		4. Muljadi		Ministry of Industry
		5. G. Djoko Pitojo		Ministry of Manpower and Trar migration
		6. Judo Swasono		Ministry of Manpower and Tran
		7. Sjafuddin		Ministry of Manpower and Trai
	_		1	
	3 19:00	「イ」側主催Dinner Par		
		団員及び「イ」側関係者は	ur.	
E	21 00			
5 :	8月22日(土)	THE CHARACTER		
	① 08:00 ② 15:10	JK第 CX-710		
!	② 16:20	HK着		
!	(a) 16:20 (b) 21:15	HK発 CX-500		
	W 21, 15	成田渚		

調査結果の概要

1. 教育·訓練制度

インドネシアにかける教育訓練は、1972年の大統領令によって教育・文化省、労働・移住省及び国家行政学校 の業務とされてかり、それぞれの業務分担は次のとかりである。

(I) 教育·文化省

一般教育及び工業技術教育に関すること。同省の管轄下には工業教育を施す機関として普通高校卒業者を対象に 大学(5~7年)、アカデミー(3年)、Diplomaを付与する我が国の短大に相当すると思われるもの(2年)が 存在し、技術者及び高度のテクニシャンの教育を目的としている。その他に中学校卒業者を対象として3ないし4年 の教育を施す技術・職業高等学校及び小学校卒業者を対象に3年間の職業教育を目的とした職業学校がある。技術 ・職業高等学校であって4年教育を行うものはSTMPとよばれ、工業テクニシャンの養成を目的としているがそ の数はインドネシア全国で8校と限られている。3年制の技術・職業高校及び職業学校はいずれも技能労働者の養 成を目的にしている。インドネシアの教育・訓練制度の図式については第1図のとおりである。

(2) 労働・移住省

労働・移住省は、その管轄下の工業職業訓練校、農業訓練校及び移動訓練施設を有しているが、その他私立教育機関すべての許・認可及び監督を行っている。また、原則として教育期間1ヵ年未満のものは労働・移住省が管轄することになっており、近い将来設置が予定されている3年制の技術・職業高校卒業生を対象として1ヵ年のテクニシャン訓練を施す教育・訓練施設は労働・移住省の中に位置づけされることになっている。現行及び将来の職業訓練制度については後で詳述する。

(3) 国家行政学校

国家公務員の訓練を行う。詳細は省略する。

2. 職業訓練制度の現状

(1) 職業訓練施設

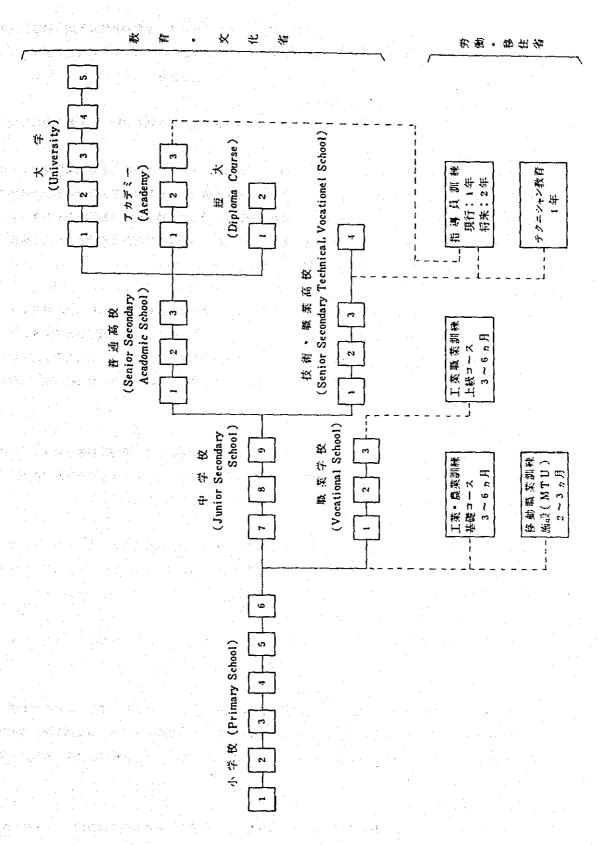
現在、労働移住省労働力開発利用総局の管轄下には14の王萊職業訓練センター、3の農業訓練センター及び57 の移動職業訓練施設(MTU)があるがその概要は次のとおりである。

イ・ 工業職業訓練センター

その多くは二国間協力並びにコロンボ・ブラン、ILO、IBRDのローン等により設置されたものであり、 州都に置かれて工業分野の技能訓練を実施している。訓練対象は小学校又は職業学校卒業者としているが、実際 にはそれら教育機関からの中途退学者だけでなく、それ以上の教育水準を有しながら届用機会に恵まれず職業安 定所のあっせんで入所する者も多い。工業職業訓練センター及び農業訓練センターの分布は第2図のとおりであ る。

ロ. 農薬訓練センター

前述したように、労働移住省は1年未満の公共訓練を所管しているが、工業職種に係るセンターの他に農業訓練センターを3ケ所運営している。訓練内容は農芸、園芸、家禽飼育、混合農業、漁業等であり、工業職業訓練セ



ンターと同様の対象者を職種によって3~6ヵ月訓練している。3センターを合わせての年間訓練定員は約900名である。農業訓練センターについては、本プロジェクトとの関連が乏しいので以下特に付記しない限り農業センターに関しては記述しない。

ハ、移動訓練施設(MTU:Mobile Training Unit)

MTUとは、3 台程度のトレーラーに機材等を積んで訓練機会の乏しい地域を訪問し、それら地域住民の訓練を行う一種の職業訓練施設である。

MTUは、大工、レンガ積み、鍜治、板金、配線、ラジオ修理、オートバイ修理などの工業職種の他に農耕、園芸、漁業等の農業職種の訓練を行っている。通常、工業職業訓練センター又は農業訓練センターを基地にして稼動するが、通常は訪問先に2ヵ月ほど滞在し、積載の機材を使用して訓練を行う。基地となるべきセンターのない地域においては地方労働局が基地となっているが、将来的には、全国の郡及び市に設置される小規模センターを基地とすることとしている。現在57のMTUが稼動中である。

(2) 職業訓練体系

インドネシアの職業訓練施設は先進国又は国際機関からの援助により設置されたものが多いが、既存1.4の工業 職業訓練センターのうちォランダ、西独、ニュージーランド、カナダ及び日本からの二国間協力により設置された センターは、それぞれ援助国から導入された訓練体系によって運営されている。従って必ずしも全国的に標準化さ れた訓練が行われているわけではないが、既存の資料及びインドネシア側から聴取した情報を総合すると概ね次の とおりである。

1. 養成訓練(基礎コース)

主として小学校卒業者を対象として,駄種により3~6ヵ月の訓練を行って半熟練技能者を養成する。45分間を1時限として1週当り40~50時限の訓練を行い,学科と実技の比率はおよそ2対8程度である。1クラスは16人程度で構成され,昼・夜の2シフトをほとんどのセンターで導入している。

ロ、養成訓練(上級コース)

職業学校を卒業した者を対象として、基礎コースと间様3~6ヵ月の訓練を行う。一応の基準によれば学科と 実技の比率は3対7程度との由であるが、インドネシア政府当局者の談によれば、現在のところ基礎コースの需要が多く、この上級コースは実施していないとのことである。

ハ. 企業等からの受託訓練コース

企業からの特定の需要に応じ、技能訓練、監督者訓練等を実施している。訓練期間は内容により3~12ヵ月である。

ニ・企業内職業訓練担当者等の訓練コース

現在インドネシア政府は近い将来徒弟制度(Apprenticeship Scheme)を導入し、事業内訓練を推進すべく所要の準備を進めているが、労働移住省は民間及び公営企業における訓練担当者を対象に事業内訓練の重要性を教育するため、1981年10月から2ヵ月間の訓練を実施するとととしている。訓練内容は産業管理、産業技術、訓練技法等である。

ホ. MTUによる訓練コース

工業及び農業職種における訓練を平均的に2ヵ月程度行う。1週間約40時限の訓練を行い,1シフト当り12

~16人の生徒を訓練する。

へ、指導負訓練コース

労働・移住省において、近く完成予定の18施設で必要とする指導員の訓練を中心にILOの指導のもとに行ってきた。

(1) 寒施施設

Bandung , Jakarta , Palemlang , Singosari 及びYogyakarta の各工業職業訓練センター。

(ロ) 訓練対象者

3年制技術職業高校卒業者乂はアカデミー卒業者を全国から募集する。従来およそ20~25 易がアカデミー卒である。訓練生の5 ち約8割は入校と同時に労働移住者に採用され、残りの者についても予算がつき次第正式に採用される。両者ともに入校と同時に毎月約25.000 ルビーの手当が支払われる。過去の応募率は3~10倍とのことである。

(*) 訓練期間及び内容

訓練期間は1ヵ年となっているが約8ヵ月を技術訓練に、残りを指導技法等の訓練にあてている。具体的なカリキュラムは次のとおりである。

a	訓練理論
---	------

174時限

- 訓練方法
 - ・訓練実習

b. 監督·管理理論

4 0 時限

- 管理基礎
- ・監督基礎
 - リーターシップと動機づけ

c, 学 科

4-1-0時限

d. 実。 技。

9 1 6 時限

e、ワーク・スタディ

16時限

1. 英 都

9 6 時限

g·体 背

8 0 時限

h. 特別構義

4 8時限

1. 工場見学

2 0 時限

合計 1.700時限(1時限45分)

(=) 訓練定員

定員は一応140名としているが、 訓練施設の拡張計画に従って必要な数の訓練を行っており、実際訓練を 援助しているILOの資料によれば卒業者の数は次のとおりである。

a. 1979年初週卒業生

180%

b. 1981年1月卒業生

1.5 4 名

c. 1981年5月卒業生

123名(計457名)

ト. 指導員再訓練・向上訓練コース

労働・移住省は指導員を4つのカテコリーに分類(後述)しているが、昇進の際には再訓練・向上訓練を義務づ けており、平均3ヵ月の訓練を実施している。ただし、再訓練・向上訓練を受講すれば必ず昇進させるとはして いない。

(4) 受講者選考基準

受講者は労働移住省により指定されるが、その選考基準は先任権、忠誠度、能力に紀律、リーター・シップ、 協調性等とされている。

(中) 訓練定員

特に定まっていないが、1980年度(80年1月~81年3月)から1981年度までの実績及び予定は 次のとかり。

a. 1980年度 200名

b. 1981年度

5 6 5 名(うち3 2 5 名は前年度からの繰越分)

(1) 訓練内容

主に、専門職種の技術水準の向上及び職種の巾の拡大(例えば機械加工の指導員に対し密接、熱処理、製図 等の訓練を施す)を目的として学科。実技及び実験(測定、検査等)からなる訓練を実施する。

(=) 経費等

。受講生に対しては宿舎、食事が無料で提供され、旅費及び訓練手当(月額10,000ルピー)が支給される。 労働移住省によれば、81年度の受請生1人当りの訓練単価は、給与及び旅費を除いて1ヵ月225,000ル ピーであり、82年度は270000ルピーを要求している。

(3) 訓練生数

養成訓練(基礎コース),企業等からの受託訓練及びMTUによる訓練生数は年間約5.8.200名であるが内訳。 は次のとおりである(1981年度)。

4. 工業職業訓練

(1) 訓練定員(Seating Capacity)

a. 金属加工

1,100人

b 自動車整備

600人

c. 電気・電子 700人

d. 组 祭

1.000人

e 商 菜

250人

1.300人

合計 4.950人

や) 年間訓練定員 (Annual Cagacity)

昼・夜の daily shift 及び年間 2~3回の annual shilt を考慮に入れると約30,500人になる。

- (イ) 工業及び農業訓練センターを基地とするもの
- 1 2.2 0 0 人
- (ロ) 地方労働局を基地とするもの

13,200人

ハ. 企業等からの受託訓練によるもの(年間訓練数)

約2.300人

(4) 訓練敬種:

労働・移住省における工業職業訓練職種は次のとおりである。(ただし、ILOの資料によるものであり、今後 整備されるものを含む)

- イ. 金属加工系 (Metal Taedes)
 - (f) 仕上げ、組立(Bench work, fitting)
 - (m) 機械加工(Machinist)
 - ·施 盤(Turning)
 - ・フライス盤(Milling)
 - 研削盤(Grinding)
 - ・ボール盤(Drilling)
 - 行 工具・金型製作(Tool & Die Making)
 - (中) 测定·検査(Measuring and Inspection)
 - 的 機械製図(Engineering drawing)
 - 份 保 守(Maintenance)
 - (b) 熱処理・検査 (Heat treatwent and testing)
 - 钥 缎 治(Black smithing)
 - (1) 溶 接(Welding)
 - · 電気希接(arc)
 - カス浴接(gas)
 - ・ミグ・ティク(Mig & Tig)
 - (2) 板 金(Sheet metal)
- (4) 配管(Plushbing Pipe Fitting)
 - u. 電 気 系(Electrical Trade)
 - (1) 家庭配綴(Domestic installation)
 - 中) 高压配線 (Industrial installation)
 - (4) 電気配線網(Electric dirtribution networe)
 - (=) 発 電(Electrical powerplan)
 - け) モーター修理・巻線 (Electric Motor repair / rewinding)
 - (い) 家庭電気機器の修理・保守(Repair/maintenance of donestic appliances)
 - (b) 冷冰·空間(Airconditioning/Refrigiration)
 - 切 ラジオ・テレビ修理・保守(Radio/TV repair/maintenance)
 - (1)) 家庭・工場電気(Domestic / industrial electronics)

- (x) 自動制御 (Automatic Controls)
- ハ. 建築系(Building Trades)
 - (イ) 大 J.(Carpentry)
 - (中) キャピネット製作及び組立(Cabinet making and joinery)
 - 6) 家具製作(Furniture making)
 - (二) レンガ積み(Bricklaying)
 - 的 左 官(Plastering)
 - 〇 コンクリート打ち(Concrete work)
 - (ト) タイル張り(Tile laying)
- 二. 自動車系(Automotive Trades)
 - (1) 自動車整備・修理 (Car maintenance / repair)
 - (中) 自動車電裝 (Anto electricity)
 - (4) ガソリン・エンジン整備・修理 (Petrol engine maintenauce / repair)
 - (=) ディーゼル・エンジン整備・修理(Diesel engine maintenance / repair)
 - 的 自動車板金(Panel beating)
 - () 自動車強裝 (Car spreuy-painting)
 - (b) スタンド整備士(Station mechanic)
- ホ. 商 葉 系(Commercial Trades)
 - (1) 事 務(Clerical)
- (中) 簿 記(Book-keeping)
 - (1) 秘 書(Secretarial)
 - (=) タイプ (Typing)
 - 的 一般管理(Common administration)
- (5) 指導員制度

インドネシアには確立された指導員資格制度は存在しない。すなわち、指導員訓練コースを終了し、公共訓練施 設に働く者が指導員ということになるが、その現状は次のとおりである。

イ、指導員区分及びその資格要件

区 分	贺
(1) 補助指導員	技術・職業高等学校卒業生であって1年間の指導員訓練を修了した者
Assistant Matructor	
(中) 初級指導員	1. Academy 卒業生であって 1 年間の指導員訓練を修了した者。又は
Junior Matructor	2. 補助指導員として4年以上の経験を有し、かつ向上訓練を受講した者
19 指導員	初級指導員として4年以上の経験を有し、かつ向上訓練を受講した者
Instructor	
(=) 上級指導員	指導員として4年以上の経験を有し、かつ向上訓練を受講した者
Senior Instructor	The Control of the Co

ただし、現在指導員を公務員カテゴリーでいうFUNCTIONAL GROUPに位置づける方針があり、これが実施されると昇格は上の表でいう要件ではなく、業績に応じたCREDITの数によって決定されることになる。

p. 指導員の職務。

労働・移住省によれば指導員の職務は次のとおりである。

- (1) 訓練の準備 :::
- (ロ) 訓練用機材の保守・管理
- (1) 訓練計画の策定
- (4) 訓練の実施
- 付 訓練結果の評価とフォロー・アップ

ハ 指導員数

(1)	自!	助車	系		92名	(90名)	
(p)	金	析	系	ı	45名	(81名)	
(+)	M	戾	系		96名。	(74名)	
(=)	娅	築	系		69名	(62名)	
(+)	商	菜	系		50名	(63名)	
(4)	I.	芸	等		5名	(70名)	
(F)	農	菜	系		53名		
(4)	М	T	TT	2	954		

合計 805名 (440名) 統計 1.245名

ただし、括弧内は聞もなく開所する予定のセンターのために新規に訓練され、採用された指導員の数で外数である(110の資料によれば、指導員訓練コース修了者は合計457名である)。また、MTUの指導員のうち156名は正規の訓練でなく、Crash Programmeによって応急的に養成された指導員である。

(6) その他

イ. 公共訓練施設における授業料 無料

ロ. 養成訓練等にかける就職状況

生徒の募集及び就職あっせんは職業安定所の業務としており、統計的データが全くないばかりかフォローもなされていない。

ハ、指導技法及び教材

全国に統一されたものは存在しない。

3. 職業訓練施設拡充計画

- (1) 工業職業訓練センター
- イ、既存の施設
 - ① Bandung (ILOの協力)

- ② Yogyakarta
- (3) Solo
- 4 Semarang
- ⑤ Jakarta Pasar Rebo (ILOの協力)
- 6 Singosari
- (7) Padang
- (8) Palembang (西独の協力)
- ⑨ Medan (オランダの協力)
- 00 Ujung Pandang (日本の協力)
- ① Samarinda (カナダの協力)
- ② Jakarta Condet (ニュージーランドの協力)
- ③ Jayapura (ILO及びUNDPの協力)
- ④ Monokwari (Jayapura の分校)
- ロ. IBRDのローン及びILOの技術協力により建設を終了し、現在機材の据付け工事を行っているもの(指導 員は確保済)。
 - (イ) 大規模センター

13頁に前述した敬種の訓練を行う。訓練定員(Seating Capacity)は1校あたり260名程度である。(ILO資料)

- (I) Surabaya
- ② Semarang (既存のセンターの建て替え)
- 3 Cilacap
- ④ Padang (既存のセンターの建て替え)
- (中) 中規模センター

前述の職種のうち、工具・金型製作を除いた職種の訓練を行う。 1 校あたりの訓練定員(Seating Capacity)は、210名程度である(ILO資料)。

- (1) Denpasar
- (2) Banda Aceh
- 3 Jambi
- 4 Pekanbaru
- ⑤ Telukbetung
- 6 Pontianak
- 7 Bitung
- (1) 小規模センター

主としてMTUの基地としての機能を果すほか、各センターには60名程度の定員(Seating Capacity)の施設・機材を備え、主として次の職種の訓練を行う(ILO資料)。

- a. 金 枫 系
 - (a) 組 立
 - (6) 基礎的密接
- ・ガス溶接
- ・電気裕接
 - (c) 配 管
 - b. 姐 祭 系
 - (a) 木 工
 - (6) 妲 設
 - ① Mataram
 - ② Kupang
 - 3 Ambon
 - (4) Kendari
 - ⑤ Palu
 - 6 Bengkulu

これらの工業職業訓練センターが完成すると、全国で大・中・小規模を合わせて <u>29カ所</u>となり、インドネシアの全州(27州)に1ヵ所以上の工業職業訓練センターが整備されることになる(第2図及び第3図参照)。

(2) 小規模工業・農業職業訓練センター(B.L.K.1)

全国の市及び郡レベルに1カ所ずつ小規模な工業・農業職業訓練センターがインドネシア第3次及び第4次経済開発5ヵ年計画期間中に整備されることになっており、結果的に総数は300カ所になるが、その整備計画は次のとおりである。

- イ. 現在建設中のもの
- 1979年に10カ所、80年に20カ所、81年に30カ所分の土地を確保し、現在<u>60カ所</u>が蝿設中であるが、労働・移住省は1981年度中に建設を終了したいとしている。設置場所は第4図参照。
- ロ. 1982年度中に建設することが決定しているもの
 - 3.0 カ所、設置場所は第4図を参照のこと。
- ハ 第3次経済開発5ヵ年計画(Pelita III, 1979~83)期間中に更に建設が決定しているもの 30カ所、設置場所は未定であるが、来年度予定される大統領選挙のキャンペーンによっては1982年度に建設される30カ所とあわせて建設される可能性もある。
- ニ・第4次経済開発5ヵ年計画期間中(1984~1988)に建設したいとしているもの
 - 180カ所、ただし、Pelit Nの詳細についてはまだ決定しておらず、はっきり承認されているわけではない。 労働・移住省によれば1981年末に詳細が政府部内で検討されるとのことである。
- (3) 移動職業訓練施設(MTU)
 - イ. 既に稼動中のもの

57ユニット

ロ、1981年度中に稼動を開始するもの

11ユニット

ハ. 1982年度以降Pelita II 期間中に稼動を開始するもの。

25ユニット(「BRDのローンによる)

合計 9 3 ユニットのMTUがPetita IIの期間中に整備され、全国 2 8 0 の郡 (Sub-province) で稼動する ことになる。

- (4) その他のセンター
 - イ. 既設置のもの

次の農業訓練センター

- (1) Lembang
- ② Klampok
- (3) Wonojati
 - ロ. 既に建設が終了し、現在機材の据付を行っているもの
 - ① Banjar Baru 林葉訓練センター(Sepecial Logging Centre)

(参考) 施設一覧表

•	既設置	建設済であって機材 据付中のもの	1982年度以降のPelita 皿期間中に設置するもの	Pelita N期間に設置 予定のもの	計
工業職業訓練センター	14	17(ただし、うち2カ所 は建替)			29
農薬訓練センター	3				3
林業訓練センター		1			1
小規模工業・農業職業 訓練センター			1 2 0	180	300
合 計	. 1 7	1 8	1 2 0	180	333
мти	5.7	1.1	2 5		93

4. インドネシア側プロジェクト構想

(1) 組織・人員配備

詳細は未だインドネシア国内でも未調整である。

(2) 施設・設備

詳細にはインドネシア側から未だ提示されていないが、インドネシア側から聴取した情報を総合すると次のものが考えられる。

4. 事務室

- 四. 教 室
- ハ会議室
 - -. 祝聴覚教室

- 水,図 事 館
- へ、実習場
- ト 実 験 室
 - チ・LL教室
 - リ. 祝聴覚教材作成スタディオ
- 又 寄 宿 舎
 - ル、その他倉庫、体育施設等
- (3) 本センターにおける事業の概要
 - イ·訓練事業
- (1) 公共職業訓練施設における指導員の訓練
- B. 訓練職種
 - (a) 金属 来
 - ① 機械加工(Machine Shop)
 - ② 配 管(Plumbing)
 - ③ 帝 接(Welding, ただし構造物鉄工, 銀治を含む)
- (6) 健 築 系
 - ④ 大 I(Carpentry)
 - ⑤ レンガ積み(Bricklaying)
 - (c) 自動車系
 - ⑥ ディーゼル・エンジン(Motor Diesel)
 - ⑦ ガソリン・エンジン(Motor Gasoline)
 - ⑧ 車体修理(Body Repair)
 - (d) 電 気 系
 - ⑨ 冷凍・空調 (Airconditioning/Refriciration)
 - 切 電気工事 (Home Installation)
 - ① ラジオ・テレビ修理(Radio/TV Repair)
 - (e) 商 菜 系
 - **砂椒 遊(Secretarial)**
 - ① 簿 配(Book keeping)
 - (1) その他
 - 手工芸(Handierabt)

以上18 職種にわたり要請があったが、当初要請があった辞製は訓練職種から除外された。なお、一応の 便先分野としては、金銭系、自動車系及び建築系をあげている。

b. 訓練期間及び訓練内容

訓練期間は従来の1年を更に充実させ、2年とすることとしている。訓練内容の詳細についてはまだ決定されていないが、11頁にあげた現行の指導員のカリキュラムにつき学科と実技訓練の部分を特に充実したいとしている。また、訓練課程に工場実習及び施設における教育実習を3~6ヵ月盛り込み、本センターの施設内訓練と組み合わせていわゆるサンドイッチ方式を取りたいとしている。総訓練時間は、1時限を45分として2年間に3,400時限(2,550時間)を見込んでいる。

c: 訓練定員

1 学年に、前述の15 職種にそれぞれ20名ずつ合計300名の訓練を実施したいとしている。

d. 訓練対象者。

高等学校(3年制)又はアカデミー卒業者であって、企業等における実務経験を有する者、募集は全国から地方労働局(Regioral Manpower Development and Utilisation Office)を通じてなされ、選考は一般職業適性検査を含む心理検査及び学力テストによってなされる。訓練生は原則として政府職員として処遇されることになり、授業料は徴収されない。

e. 卒業者の針路 :::

労働・移住省においては遷性的に指導員の不足に悩まされており、現時点においても100名程度の欠員があって、将来にわたって全ての卒業者を採用することができるとしており、この意味で労働移住省は当分の間他の機関に属する施設への指導員の供給は考えていない。ちなみに今後300所整備される小規模工業・農業職業訓練センターは1所当り平均20名の指導員を配置することとしており、工業職種のみではないが、これだけで単純にいって6,000名の指導員が必要になる。卒業後各センターに配属される卒業生は補助指導員(高卒者)又は初級指導員(アカデミー卒業者)として処遇されることになる。

- (中) 公共職業訓練施設における指導員の再訓練及び向上訓練
 - a. 訓練職種
 - ① 金属系
 - (2) 自動車系
 - ③ 電気系
 - ④ 建築系
 - ⑤ 商業系及びその他

労働・移住省としては大きく分けた分類でのみ職種を提示したが、この再訓練・向上訓練は指導員の技術の中を広げることも目的としており(12頁参照)、この意味でこうした職種立てをしたものと推察される。

b. 訓練定員及び訓練期間

5 分野にそれぞれ 2 0 名すつの定員を持ち、3 ヵ月間の訓練を年間 3 回実施する。従って 1 0 0 名×3回として 3 0 0 名が年間定員となる。

- c. 訓練内容
- (a) 学科
- (b) 実 技
- (c) 測定,検査等の実験

- 10 (d.) 訓練対象 (のまとと) 1 () 1 ()

補助指導員、初級指導員及び指導員を対象に、それぞれ1ランク上位の指導員とする為の訓練を行う。選 考方法は現行のものに同じ(12頁参照)。受講義務の程度については、労働・移住省はMUST(強制的に 近い)としている。受講中は、訓練手当が支給される。

e. その他

年間900人月の再訓練・向上訓練を実施するには、低低回程度の指導員をブールしておくか、あるいは外部講師の手配が必要になると思われるが、この点について労働・移住省は単に問題なしと答えている。ウジュンバンダン工業職業訓練センターでの経験では、特に指導員を補充することはせず、回僚指導員が研修期間中のバック・アップをしていたが、将来333所から年間300人の向上訓練をするのであれば年間単純平均して1枚当り1名以下の研修となり、特に大きな問題ではないとも考えられる。

(1) 公共職業訓練施設における校長研修

前述したように、労働・移住省は今後300の小規模工業・農業職業訓練センターを設置してゆくこととして いるが、それぞれのセンターに配置される校長の訓練を行うこととしている。

a. 訓練定員

当面,施設拡充計画にあわせて訓練を考えているが、労働・移住省の考えは次のとおりである。

(a) 1981年度中

60%

(b) 1982年度~1984年度

60%

- (c) Pelita N (1984 ~ 1988年度)の初期

180名

b. 訓練内容

未定

c. 訓練期間及び訓練回数等

詳細は不明であるが、労働・移住省提出のペーパーによれば次のとおりである。

(a) インドネシア国内における訓練

- 20名×2ヵ月×3回開催

- (b) 外国における訓練(ILOトリノ高等技術職業訓練センター)

2 0 名× 3 ヵ月× 3 回派遺

ただし、これらが1981年度のみの計画なのか、将来にわたってこのようにするつもりであるのか詳細 は不明である。

d、訓練対象者

訓練対象者は、アカデミー卒業又は同等以上の学歴を有し、かつ上級指導員として4~6年以上の経験を 持つ者であってセンター佼長に昇進されることが予定されているもの。なお、この昇進基準は、先任権、指 講性、能力によることとしている。

(二) 事業内職業訓練指導員等の養成訓練

事業内訓練の振興は、1972年の大統領布告第34号及び1974年の大統領令第15号によって労働・ 移住省の改務とされている。インドネンア全土において毎年140万人が新規に労働市場に参入するが、その 約60%が何らかの形で訓練を与えられなければならないとされており、公共職業訓練施設において訓練できる数が限られているところから事業内訓練の直接の実施は各企業の責任とされるものの、その振興はインドネップ産業の発展には欠くことができないと認識されている。

a. 訓練定員

未定

- b. 訓練内容
- (a) 事業内訓練指導員訓練
- (b) 監督者, 管理者訓練者の訓練
- (c) 事業内訓練担当者訓練
- c. 訓練期間及び訓練回数等

未定

d. 訓練対象者

一応最低の資格要件として学士号(Bachelor of Science)を有し、生産及び人事管理の経験を有するものとしている。募集は地方労働局を通じてなされ、応募者は原則として既に届用されている者を考慮している。受講料については今後検討したいとしている。

p. 研究開発事業

インドネンアにかける職業訓練行政にかける問題点のひとつは、全国に散らばる職業訓練施設において使用されている職業訓練カリキュラム、訓練プログラム、教材等に一貫性を欠いていることである。これは労働・移住省当局者が自ら認め、「LO等の専門家の指適しているところであるが、各施設が技術協力を行った機関及び国の制度をそのまま取り入れて職業訓練を行ってきたことによっている。このことは施設間の格差を生み、全国に共通した職業訓練基準の設定を困難にしている。インドネンア政府としては、本センターに研究開発機能を持たせることによって全国的に統一された訓練カリキュラム、訓練プログラム、教材、技能評価方法等を開発したいとしている。

(イ) 訓練カリキュラム及び訓練プログラムの研究・開発

労働・移住省、労働力開発研究所(the Institute for Manpower Development) の監督の下に訓練技法に係る調査・研究を行う。特に生産技術の進歩に合った指導員マニュアルの作成及び近代産業だけでなく小規模産業に向いた訓練技法の開発が必要とされている。また、現行の訓練技法はオーソドックスなものであるが、将来的には単位制訓練(MES)を取り入れたいとしている。

(中) 職業訓練教材の開発。

現在のところ教材開発は個々のセンターでなされているが、統一的なものが存在しないのみならず量的にも全く不足しており、今後開発を進めてゆく必要がある。また視聴覚教材とりわけVTR教材の開発を特に希望している。

(イ) 技能評価システムの開発

現在のところインドネシア全国を対象とした技能検定制度は存在しない。また、訓練施設における生徒の技 能評価方法も確立されておらず各施設が任意に実施しているにすぎず、この点で技能評価制度を開発してゆこ うとするものである。ただし、全国レベルの技能検定制度と訓練施設における技能評価方法のいずれかを本センターで実施するのか、あるいは両者なのかインドネシア側の意向は今ひとつ不明確である。

(参考) 近い将来開校予定のスラバヤ工業職業訓練センターをインドネシア政府は、ILOの協力によって バイロット・センターとし、カリキュラム開発・標準化、ILOの開発した単位制訓練制度(MES) 及び技能資格制度の開発及び試行を行うこととしたいとしている。この点で本センターにおける調査 ・研究事業とスラバヤ・センターのそれとの関係を明確にする必要がある。

5. 現行施設等の概要(現地調査)

- (1) ジャカルタ技術高等学校(STMP:4年制)
- これ 教育目的 ニューニー

工業職種に関するテクニシャンの養成 (Industriel Technician)

口. 入校资格

- 中学校卒業者であって体力テスト及びペーパー・テストに合格した者。

ハ、教育科及び定員

(1) 機 械 科 30名

(中) 自動車科 30名

(7) 翅 築 科 30名

(二) 土 木 科 30名

田 田 子 科 30名

〇 電 気 科 30名

二、教科配分

概ね学科と実技の配分は50%ずつである。

木. 応 蘇

180名の定員に対し、1981年度は約800人の応募者があったが、特に電子科と自動車系の人気が高かった。

へ 就 職

電子科と自動車科は特に就職が良いが、平均して30%の卒業生は卒業前に就職が決定しており、残りの者についても卒業後1~2ヵ月のうちにほとんど就職する。賃金は企業によって異るが、平均的には3万~6万ルピー/月である。原用機会はむしろジャカルタ以外に多いが、卒業生の多くが教育を継続したがり、定時制教育を受ける機会の多いジャカルタ近辺で就職したがる傾向がある。

h. 教 員

実技を担当する教員については以前はパンドンの工業職業訓練センターで教育を受けたものが多いが、そのほとんどは現在も師範学校(Institute of Teacher and Education) 又はオーストラリアの協力でパンドンに設置された技術教員向上訓練センター(Technical Teacher Upgrading Centre)で教育を継続している。実技担当教員は22名いる。学科担当教員は48名いるが、ほとんどは大学卒業者である。

チ、生徒のドロップ・アウト

非常に少く、1学年当り平均1~2名/年程度である。

リ. 実習施設見学所感

時間が足りず機械科の工作機械及び溶接の実習場のみ簡単に視察したのみであるが、特に高度の機材等は使用されていない。また、工作機械等の数は充分にあるとは言えないが、工業高校とすれば適切かとも考えられる。

(2) ジャカルタ(Condet)工業職業訓練センター

上級密接センターとして1974年から1979年までニュージーランド政府の協力を得て設置されたセンター であり、1979年に開校したものであるが、概要は次のとおり。

イ. 訓練目的

求職者、在職者等に対して技能訓練を施し、就職及び自営の促進並びに企業における生産性の向上に寄与する。

ロ. 訓練コース及び定員

訓練コースとしては基礎コース(2カ月:300時間)並びに上級コース I 及び II (3カ月:480時間)があり、それぞれ定員を12名ずつとして昼間及び夜間の2シフト訓練を実施している。また各コースとも年間3回開設することとしており、年間定員は216名(12名×3コース×2シフト×3回)となる。

八 訓練内容

(1) 基礎コース

全ポジションの電気溶接、ガス溶接等がある。教科配分は、学科が80時間、実技が220時間である。

(ロ) 上級コース

全ポジションの電気、ガス、TIG、MIG溶接等。またパイプ溶接を行う。教科配分は、学科が100時間、実技は検査を含めて380時間である。

二指導員

現在、所長を含めて2名の上級指導員、3名の指導員及び6人の補助指導員がいる。ニュージーランドは、このセンターから10名のカウンターパートを2年半自国に受け入れ研修を行ったが、そのうち3名しか残っていない。

ホ. 就 敬

本センター所長の談によれば、インドネシアは密接技能者が不足しており、特に就職に問題は全くないとしている。ちなみに卒業生の賃金は3万~8万ルピー/月であるとのことであるが、石油関係企業では50万ルピー/月の場合もあるとの由である。

へ、主な機材

(1)	MIG & TIG用アクセサリー付手動電気溶接機(AC/DC)	1 0
(¤)	TIGアクセサリー付発電手動電気溶接機(DC)	3
44	MIG精密溶接及びMIGスポット溶接機	2
(=)	300A MIG 密接機及びMIG ガン	2
(†-)	400 A 溶接トランス コーニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・ニー・	2 4
(-)	ガス溶接・溶断機	2 4

(h) 165KVX線試験機

(f) 40 t 万能張力試験機

(リ) 衝撃試験機

(ス) ロックウエル硬度試験機

(4) 超音波試験機

b. **头智施設見学所**感

実習場は必ずしも広くはないが、活発に訓練が行われていた。密接はすべてプースの中で行われているが、ガ ス溶接の為の配管設備はなされていない模様であった。訓練生の中には安全靴をはいていない考もおり、安全上 の配慮が若干不足しているように思われたが、全体的に機能しているように思われる。試験機等については、フ ルに活用されているかは判らなかった。

(3) ジャカルタ (Pasar Relo) 丁菜職業訓練センター

このセンターは1953年にIBRD及びILOの協力により設置されたがその後拡張を続け、現在10 ha の敷 地ほぼいっぱいに施設が設置されている。その概要は次のとおりである。

4. 訓練目的

求職者及び在職労働者等に技能訓練を施し、税職及び自営の促進並びに企業等における生産性を向上させる。

ロ. 訓練コース及び年間訓練定員

(1) 機 梯 系

a. 工作機械科		1	2 0 🖧
b. 群 接 科			80名
(中) 建 築 系			•
a. 木工建築科	ega di Bildi. Tagan di Bildi.		80名
b. レンガ建築科			8 0名
c. 製図科			80名
系 段 TF (4)			

升 電 気 系	
a. 照明配線科	60名
b. 強電配線科	60名
c. トランジスター・ラジオ科	60名
d·テレビ科	40名
e. 電気機器保守科	40名
f・冷凍・空調科	80名
the contract of the contract o	

(白)自動車系。

a. ガソリン・エンジン科。

-		•					
Ъ٠	7.1	$- \forall \nu$.	エンジン目		8	0.4	á
						٠.,	,

) 前 菜 系

8 0 名

a. 秘 書 科
b. 一般事務科
c. タイプ科
60名

Nその他

a. 婦人服仕立科
 b. 紳士服仕立科
 c. 英 語 科
 l 0 0 名

合計6系, 20科, 1,544名

これらの他に、MTUが設置されており、11取種にわたって年間660名の訓練を行っている。

ハ 人員構成

(1) 校 長 1名

(中) 事務職員等 45名

19 指導員

 a. 機械系
 9名

 b. 処象系
 9名

 c. 電気系
 10名

 d. 自動車系
 10名

 e. 商業系
 8名

f. その他(MTUを含む) 5名

二 指 導 負

51名の指導員の学歴構成は高卒36名,大卒6名,修士課程修了9名である。全員がインドネシア国内で指導員訓練を受けているが、うち18名が日本において、7名がその他の国において更に訓練を受けている。

ホ. 施設等見学所感

機材は一部を除いてほとんど老朽化しているが、管理はそれほど悪くないように思われる。程度はいずれの職種も高くなく、日本における専修課程を下回る。機材の整備状況は、職種によって異るが、機械系及び自動車系には一応のものが整っているのに対し、建築系及び特に電気系はほとんど見るべき機材を整備していない。

(4) プロジェクト予定地

本センターの建設予定地は労働・移住省が確保することとしているが、未だサイトの確定、入手は終了していない。一応の候補地として視察したところはチブブルと呼ばれるジャカルタ特別市内の一地域である。ジャカルタ市内からはボゴールへ向かう高速道路の利用により日本大使館から30分弱であり、距離はおよそ30㎞程度である。労働・移住省及び工業省は近く庁舎の移転が見込まれているが、両者の庁舎が建築されている場所からは約20分の距離にある。

チブブル地域は、若干の工場が散在するものの基本的には農業地域である。水田があることから、井戸を掘ることによって水利は確保できるとのことであるが、電力については若干の引き込み工事が必要と思われる。交通は上述したように高速道路があり、重機械類の搬入もさほどの困難はないと思われるが、高速道路の出入口から若干離

れており、サイトが具体的に決定したところで高速道路からの引き込み道路が建設されれば申し分ないと思われる。

本件協力の必要性、協力要請内容の妥当性及び協力の可能性、冒頭日程及び調査の目的で述べられているように、今日の予備調査の目的はFact Findingであり、その意味で団員の中には技術者は含まれていず、調査日数においても会議、施設見学等を含めて4日間であった。従ってもとより充分な調査活動が行われたとは言い難く、この点で報告書の結論として必要性、妥当性及び協力の可能性を述べるについてもいくつかの仮定を想定せざるを得ず、それも今後の調査によって変り得るものであるが、概略は次のとおりである。

(1) 協力の必要性

今回の調査により、本件協力の必要性については概ね確認できたと考える。すなわち、現在インドネシア労働・移住 省は大規模な公共職業訓練施設の拡充に着手しており、大量かつ良質な指導員を養成することは無層の急であるにも かかわらず、それに適した施設を全く有していない。また、この拡充計画に伴なって現在の指導員の昇格及び人事異 動を大量に行う必要があるが、その前提となる施設も全くない。更に現在インドネシブには全国に統一された訓練カ リキュラム、教材、技能評価システムは全く存在せず非常に大きな問題となっている。

従って、本センター協力を実施することはインドネシア全国の職業訓練施設に対して協力することと等しく、換言 すれば全国の国民の技能水準の向上及び雇用機会の増大に寄与することができ、経済・技術協力の効果は何倍にも高 められると判断される。

(2) 協力要請内容の妥当性

本件協力の必要性は判断できたものの、先方要請内容の妥当性については、更に詳細な調査が必要と考えられる。 すなわち、今回の調査においては、例えていえば、指導員養成コースにおいて設置が要請されている 15 職種の選定 根拠及び各職種 20名ずつの定員設定の根拠は全く得ることができなかった。これらの点については、ミッション帰 国直前に資料要求項目(30 頁参照)をインドネシア労働・移住省に提出すみであり、その提出を待って検討のうえ、再 度先方政府と協議する機会が与えられれば相当程度明らかになることと思われる。

(3) 協力の可能性

上記(2)の協力要請内容の妥当性が明らかになったと仮定すると、我が国としての協力可能性は次のとおりである。

4. 訓練事業

(イ) 公共職業訓練施設における指導員の訓練

本センターにおける事業の中心を占めると考えられ、早急に訓練を開始する必要があるが、先方提示の15 職種のうち、大工、レンガ積み、秘書、簿記及び手工芸は我が国におけるこれら職種に必要とされる技能と著るしく異っていることが考えられ、更に詳細な技術的調査の必要があるが、むしろこれらについてはイ側指導員による事が好ましいと考えられる。その他の11 職種については我方の協力対象として全く問題はないと考えられる。

(中) 公共職業訓練施設における指導員の再訓練及び向上訓練

上記(1)と同様の理由により、建築系、商業系等の分野で困難が予想される。

(4) 公共職業訓練施設にかける校長研修

研修内容が未だ明確ではないが,その性格上座学が中心であると考えられるので,特に困難はないと考えられる。

(=) 事業内職業訓練指導員等の養成訓練

訓練内容等がほとんど明確にされていないが、基本的に困難は予想されない。ただし、公共職業訓練施設の指導員等の訓練を優先し、充分に企業等のニースを把握して、公共施設指導員等の訓練が軌道に乗ってから実施するのが適当と思われる。またこの訓練では夜間訓練を行うことも予想されるが、この場合は協力は困難と思われる。

口, 研究 - 開発事業

(4) 訓練カリキュラム及び訓練プログラムの研究・開発

協力は可能であるが、各職種を受け持つ専門家が兼務で担当する形では実効のある協力は困難であると考えられる。1名程度専任の専門家を派遣し、他の専門家がこれに協力する形が望ましいが、この分野の専門家は協力開始当初、本センターのカリキュラム、ブログラム等の開発に全力を注ぎ、本センターが軌道に乗ってから全国の他の訓練施設のカリキュラム、ブログラム等の開発に着手するのが適切と思われる。

(ロ) 職業訓練教材の開発

上記(イ)と同じく専任の専門家を派遣し、他の専門家と協同して本センターの教材開発から業務に着手するのが 適切と思われる。

(1) 技能評価システムの開発

協力は可能であるが、全国にわたる技能検定制度の開発を目的にしていれば専任の専門家が必要と思われる。 一方単に公共職業訓練施設における技能評価のみを対象にするのであれば、訓練カリキュラム及びプログラムの 開発を担当する専門家が兼務し、他の専門家と協力して業務に当ることも考えられる。

ハ. 他のASEAN人造りセンター等との協力

ASEAN人造りプロジェクトでは、マレーン下において指導員・技能開発調練センター及びシンガポールにおいて継続職業能力開発研究所に対する協力が予定されているが、インドネシアを含めていずれのセンターにおいても視聴覚教材の開発が予定されている。またこれら3ヵ国は使用言語を共にしており、この点で相互協力の可能性は高いと思われる。例えばインドネシアの指導員は上級の技能訓練をマレーシアで受講でき、インドネシア及びマレーシアはシンガポールから視聴覚教材の提供を受けることができる。シンガポールは教材開発に必要な専門家をインドネシア及びマレーシアへ派遣中の日本人専門家に依る事ができる等である。その他、インドネシア政府は本センターにおいてASEAN諸国のためにインドネシア語と英語で理営される2コースを設置する可能性を表明している。

労働移住省に対し要求した情報リスト

- 1. 教育制度に関する一般的資料
- 2. 届用関係統計の一般的情報資料
- 3. 職業訓練行政に関する全般的資料
- 4. 職業訓練関係施設の現状及び今後の拡充計画に関する詳細な資料(設置年、場所、職種、指導員数、訓練定員、シップト等を含む)
- 5. 現行の指導員養成及び向上訓練のシラバス、カリキュラム、教材等
- 6. 1980年度以降の指導員の需要・供給パランスシート(年度別、施設別、職種別、確保先別等)
- 7. 典型的な訓練施設の組織図
- 8. 指導員の昇進ストリームの流れ図
- 9. 既存の訓練コースの詳細基準及び教材
- 10. 技術・職業高校及びアカデミーのシラバス及び数学、科学、職業等の教科書
- 11. 本件センターの組織,人員計画等に関する構想案
- 12. 本件センターの年間訓練計画案
- 13. 本件協力スケジュールに対する要望
- 14. 本件協力に関する労働移住省側ワーキング・グループの構成
- 15. 労働移住省、とりわけ労働力開発利用総局の組織図
- 16. IBRD作成のProjet Appraisal に関するレポート
- 17. 1L〇作成の職業訓練に関するレポート、ワーキング・ペーパー等
- 18. サイトの地図
- 19. その他上記以外であって、既にインドネンアに提示済の改訂版質問項目に対して未回答の項目

